

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和5年6月19日

都道府県知事 三村 申吾 殿

提出者

住 所 青森県十和田市東十四番町17番28号

氏 名 有限会社 みのる養豚

代表取締役 中野渡 稔

電話番号 0176-25-2211

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	有限会社 みのる養豚
事業場の所在地	青森県十和田市大字米田字石倉44、細工屋敷70、アエノクキ6、上長台46、 青森県六戸町大字折茂字今熊240
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	畜産業
② 事業の規模	2500頭一貫経営
③ 従業員数	45名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	豚舎 → 尿 → 処理槽で処理後、河川に放流 →糞 → 自己中間処理→堆肥化して譲渡 → 堆肥化して業者へ販売

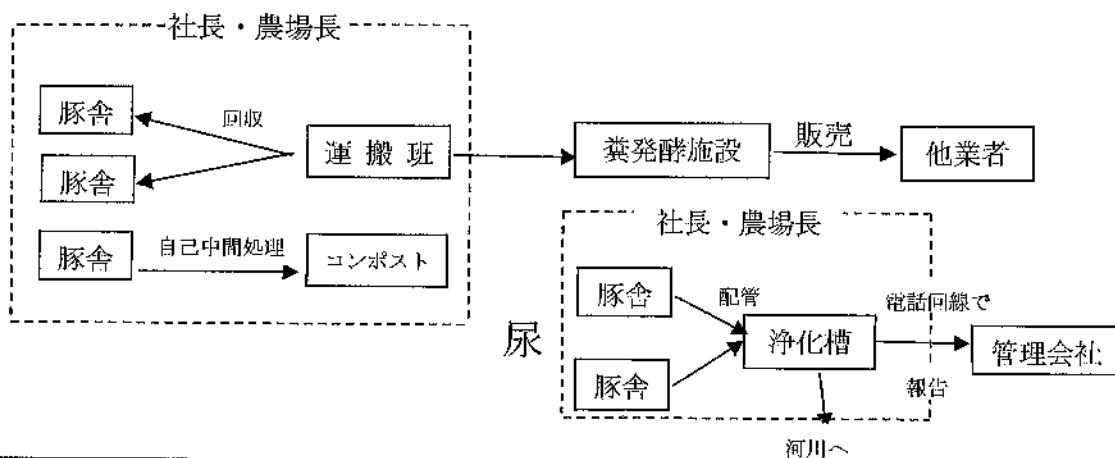
（日本工業規格A列4番）



(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	家畜糞尿	—
	排 出 量	45,000 t	—
(これまでに実施した取組)			
浄化槽をより性能の良いものに変え、尿の処理水を河川に放流できるようにした。 糞と尿を分離し、再生利用できるようにした。			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	家畜糞尿	—
	排 出 量	45,000 t	—
(今後実施する予定の取組)			
—			

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	—
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	—

## (第3面)

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	—	—
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	家畜の糞	家畜の尿
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	—	—
自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量		6, 387 t	26, 459 t
(これまでに実施した取組)			
糞はコンポストで堆肥化し、尿は浄化槽を性能の良いものに変更 し処理水を河川へ放流。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	家畜の糞	家畜の尿
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	—	—
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量		4,200 t	42,000 t
(今後実施する予定の取組)			
糞のコンポストでの処理量を増やす。			